

○甲斐市簡易水道給水条例

平成16年9月1日

条例第158号

改正 平成24年12月20日条例第36号

平成26年3月11日条例第17号

令和元年6月28日条例第7号

令和元年9月20日条例第23号

令和元年9月20日条例第25号

令和元年12月17日条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、甲斐市簡易水道事業の給水について加入金、料金、給水区域及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(名称及び給水区域)

第2条 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）の名称及び給水区域は、甲斐市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年甲斐市条例第153号）に定めるとおりとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために、水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 一般用 一般家庭等において使用するものをいう。
- (3) 営業用 料理飲食店、劇場、娯楽場等営業に使用するものをいう。
- (4) 臨時用 水道を工事その他の理由により一時的に使用するものをいう。
- (5) 定例日 料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。

(料金)

第4条 簡易水道料金（以下「料金」という。）は、口径別料金制により徴収する。

2 口径別料金制は、基本料金と従量料金に区分する。

基本料金及び超過水量料金

口径(mm)	項目	1月につき	
		口径別基本料金	従量料金
			0～10m ³
13	700円	600円	・一般用80円／m ³ ・営業用90円／m ³ ・臨時用90円／m ³
20	1,300円		
25	1,800円		
40	4,000円		
50	6,000円		
その他	特別なものについては、別に料金の協定をすることができる。		

3 料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて計算した額とする。ただし、1円未満の端数については、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 定例日から定例日の間の中途（以下「月の中途」という。）において、簡易水道の使用を開始し、又は中止し、及び廃止するときの料金は、次に定めるところによる。

(1) 使用日数が、15日以下のとき 基本料金の月額額の2分の1の額

(2) 使用日数が、15日を超えるとき 1月として算定した月額

5 月の中途において、メーターの口径又はその用途に変更があったときの料金は、その使用日数の多い料金により算定する。ただし、同日数の場合は、変更後の料金で算定する。

(加入金)

第5条 給水装置（私設消火栓を除く。）の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）の申込者から水道加入金（以下「加入金」という。）を徴収する。

2 加入金の額は、次に定めた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、改造をする場合の加入金の額にあつては、申込みの口径に係る加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額とする。

メーターの口径	加入金の額 (1戸につき)
13ミリメートル	40,000円
20ミリメートル	80,000円
25ミリメートル	150,000円
40ミリメートル	250,000円
50ミリメートル	350,000円
前記以外の口径	管理者と協定した額

3 加入金は、給水装置工事の申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 既に納めた加入金は、還付しない。ただし、給水装置工事申込みをし、工事を取り消し、若しくは工事中の設計変更により差額が生じた場合又は管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(料金の徴収方法)

第6条 料金は、口座振替又は納入通知書の方法により毎月又は隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第7条 手数料は、次に定めるところにより、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

設計審査及び工事検査手数料 1件につき 10,000円

2 前項に規定する手数料は、特別の理由がない限り、還付しない。

(準用)

第8条 この条例に規定するもののほか、甲斐市水道給水条例（平成16年甲斐市条例第156号）の規定（第3条、第26条、第33条並びに第34条第1項第3号及び第4号を除く。）及び甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年甲斐市条例第32号）の規定を準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の敷島町簡易水道給水条例（昭和49年敷島町条例第32号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年12月20日条例第36号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項中ただし書の改正規定は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の甲斐市簡易水道給水条例（以下「新条例」という。）第4条第3項（ただし書に係る分を除く。）の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前から継続して簡易水道を使用している者に係る料金であって、適用日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するもの（適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月30日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る新条例第4条第3項に規定する料金に乘じる率については、なお従前のおりとする。
- 3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前のおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

5 新条例第4条第3項ただし書の改正規定は、平成26年6月1日以後の水道メーターの検針に係る料金について適用し、同日前に行われた水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例による。

6 新条例第5条第2項の改正規定は、適用日以後の申込みに係る加入金について適用し、適用日の前日までの申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月20日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の甲斐市簡易水道給水条例（以下「新条例」という。）第4条第3項の規定は、令和元年10月1日（以下「適用日」という。）前から継続して簡易水道を使用している者に係る料金であって、適用日から令和元年10月31日までの間に料金の額が確定するもの（適用日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定料金」という。））にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分に係る新条例第4条に規定する料金に乗じる率については、なお従前のおりとする。

3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前のおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、適用日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から適用日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

5 新条例第5条第2項の改正規定は、適用日以後の申込みに係る加入金について適用し、適用日の前日までの申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月20日条例第25号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月17日条例第32号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。